

令和5年7月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和5年7月5日
武雄市農業委員会

令和5年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和5年7月5日（水）
（開会）13時30分 （閉会）14時13分

2. 場 所 文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作		○				

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、岩瀬源吾、古場邦彦、蒲地哲也、小潟 博、光岡政範、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香、山口良孝、橋口和彦、立川浩吉（以上25名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願	6件
報告第1号	農地等形状変更について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和5年7月の総会を始めたいと思います。本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。
それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和5年7月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、議事録署名人に、7番 中村一明委員、16番 澤井富二郎委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 6月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからになります。

まず、申請番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっております。土地は、〇〇町の田1筆の120㎡。譲渡人は、耕作する者がいない。譲受人は、自宅に隣接し、耕作・管理しやすい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、交渉中ということです。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の畑1筆の366㎡。譲渡人は、空き家を売却したため隣接した畑も売却したい。譲受人は空き家と併せて購入し耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、〇〇円となっています。

申請番号3番です。権利の内容は所有権の移転となっております。

土地は、〇〇町の田1筆の2,276㎡。譲渡人は、町外に住んでいるので、耕作・管理ができない。譲受人は、わのうになっており、長年耕作している。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては

は、1筆〇〇円となっています。

申請番号4番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆の178㎡。譲渡人は市外に居住しているため、耕作・管理できない。譲受人は遠い親戚の畑であり、昔から耕作していた。ということで農地の価格は、〇〇円となっています。

申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転になっております。

土地は、〇〇町の畑1筆の659㎡。譲渡人は市外に居住しているため、耕作・管理できない。譲受人は申請農地に隣接する空き家を購入するため、畑もあわせて購入したい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、家とセットで購入したため不明ということです。

申請番号6番。権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の畑2筆の880㎡。譲渡人は市外に居住しているため、耕作・管理できない。譲受人は空き家と併せて購入し耕作したい。ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、家とセットで購入したため不明ということです。

以上、6件については、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この6件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますがありませんか。

4番委員 4番の件ですが家の近くで観賞用の菊を作っていて、今回、農地取得要件の5反要件が無くなったので購入することにしたということでした。今まで作っておられたので了承しました。

会 長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

19番委員 2, 5, 6番の件ですが空き家に関係していますが空き家バンクに登録されているのですか。

事務局 空き家バンクに登録されているかはわかりません。空き家バンクに付随する農地の面積要件が無くなりそこまでの確認は必要がないためしていません。

会 長 19番委員さんよろしいですか。はい。他にありませんか。無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。〇〇町の畑1筆の147㎡。申請事由は「農業後継者もおらず、貸駐車場の需要があるため。」ということです。工事完了時期は令和5年8月下旬となっています。

申請番号2番。〇〇町の畑1筆、343㎡。申請事由は「現在の住居には駐車スペースがないので、自家用車と来客用の駐車場を設けたい。」ということです。昨年、カーポートを設置したということで始末書を添付されました。現状のまま利用するため工事完了時期はありません。

以上、2件については農地区分、許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

1番委員 1番の件ですが現地を確認したところ町中にあり雑草が生い茂り農地に戻せる状態ではなく、駐車場として利用したいということでしたので了承しました。

会 長 他にありませんか。特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は使用賃借権設定になっております。土地につきましては、〇〇町の畑1筆の面積333㎡です。申請理由は、「現在賃貸のアパートに住んでいるが、子どもの成長に伴い、部屋が狭くなってきたことと、今後親の介護のことも考え、実家に隣接する申請地が最適だと判断した。」ということです。農業用倉庫を平成7年に設置しているため始末書が添付されています。工事完了時期は令和6年2月28日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、議案書記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

それでは、質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第4号
利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

〇〇町、田、再設定、1件、2筆、2, 132㎡。

〇〇町、田、再設定、1件、6筆、7, 759㎡。

〇〇町、田、再設定、3件、4筆、7, 238㎡。

〇〇町、〇〇町、〇〇町、なし。

〇〇町、畑、再設定、2件、2筆、1, 043㎡。

〇〇町、田、再設定、1件、2筆、3, 265㎡。

〇〇町、田、再設定、13件、27筆、38, 737㎡。

畑、再設定、1件、1筆、82㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については、13ページに記載をしておりますので、ご
確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考え
ます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始
します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承
認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 ないようですので質疑を止めます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり
承認することに決しました。

————— 《議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外について》 —————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外
に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼いたします。農林課の荒川です。議案第5号につきまして、提案させ
ていただきます。

議案書の1ページに農振除外を行う7件13筆と農用地区域に編入する土

地1件1筆のリストをつけております。2ページ目から3ページにわたって8件の概要を記載しております。4ページ目から24ページまでにそれぞれの字図、計画平面図をつけております。大まかなものを説明します。4番は〇〇町のファミリーマートですが駐車場が手狭ということで拡張したいということで道向かいに移設するという事。あと6番は前回の申請で地番の一部申請で資材置場を申請したが進入路を確保するために残り分を追加するとの事。7番も前回、地番の一部申請で進入路として申請していたが今回は宅地として申請するとの事。8番は編入で前回の除外の時に誤って除外をしていたが1種農地であることが分かり編入するものです。以上、7件につきまして農林課としては、農振除外の5要件を満たしていると判断をいたしまして、受付をした案件でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農林課の説明が終わりました。それでは議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について6件の証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをお開きください。

議案第6号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆10㎡です。平成14年に墓地の敷地の一部として転用していたもので非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町にあります、畑1筆549㎡で

す。当時高齢だった父の代から維持管理もできない状態で、現在は山林の様相をしている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

続いて申請番号3番です。土地は〇〇町にあります、畑1筆345㎡です。昭和53年に「屋外集荷場」として転用許可を取っていたが、同年に建物を建築し、現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

申請番号4番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆1,191㎡です。昭和60年頃より、耕作を放棄し現在に至る。近隣の山林に取り込まれて、雑木が生い茂り山林化している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

申請番号5番、土地は〇〇町にあります、畑1筆96㎡です。昭和50年頃から申請人が農地の管理を続け、平成12年に時効取得をしたが、この間に竹などが生えてきて耕作をしなくなり現在に至る。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

続いて申請番号6番です。土地は〇〇町にあります、畑1筆207㎡です。申請人は昭和62年より所有者となったが、遠方に住んでいることから管理が難しくなった。現在は雑木林状態となっている。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項4号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

4番委員 3番の件です。〇〇の集会場で売りに出しているのですが、昭和53年に転用許可を取って集会場を建てたものの土地の地目変更の登記を行っていなかったことが分かり今回の申請となったということで実際もう40年近く経過しているのです承しました。

会 長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

19番委員 非農地証明をこれまで出してあると思いますがどのくらいの確率で地目変更の登記がなされているか教えてください。

事務局 非農地の申請をされるのは地目を変更するためと思うのでほとんどがされていると思うのですが実態把握しておりません。

会 長 他にありませんか？無いようですので、質疑をとどめます。

議案第6号、6件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明6件について原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届け出》

会 長 次に報告第1号「農地等形状変更届出」について1件提出されています。
この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明します。議案書7ページになります。
番号1番。土地は〇〇町の田1筆、362㎡中220㎡です。変更理由は、「水はけが悪いので一部嵩上げて畑として利用したい。」ということで、嵩上げて田を畑に転換されます。変更時期は令和5年6月1日から令和5年12月23日で、嵩上げの高さ0.5m、土量は110㎥。施工業者は〇〇の予定で変更後は飼料作付けの予定です。
以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

会 長 無いようですので、報告第1号「農地等形状変更届出」につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年7月の農業委員会総会を終わります。